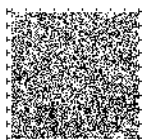


## 5. 日常生活の援助（市事業）

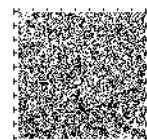
制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
身体障害者等施術助成	マッサージ、指圧、はり、きゅうを受 けるときに費用を助成します。 ①身体障害者手帳1～4級の方 (65歳以上は手帳所持者) ②難病福祉手当受給者	施術受療券によ り、年間32,000円 までを限度として 助成します。	次の方は対象外と なります。 ①施設に入所して いる方 ②市民税が課税さ れている方	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
訪問理美容 サービス	在宅で、心身に重度の障害のある方が 自宅で理美容を受ける際に、その出張 料を助成します。なお、散髪等につい ての費用は自己負担となります。 ①身体障害者手帳1～2級の方 ②愛の手帳1～2度の方	訪問理美容サービ ス券により、年間 6回分を限度とし て助成します。	次の方は対象外と なります。 ①施設に入所して いる方 ②他の制度で助成 を受けている方	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132 ※在宅の65歳以上で介 護保険要介護3・4・5 の認定を受けている方 高齢者支援課 いきいき高齢者係 内線 2157・2158
紙おむつ等 給付事業	3歳以上65歳未満の寝たきりまたは 失禁状態にある在宅の障害者および 障害児であって、次のいずれかに該当 する方 ①身体障害者手帳1～2級の方 ②愛の手帳1～2度の方	1か月あたり 8,000円分が上限。 ただし、その購入 額の内1割相当 額を利用者が負 担。	次の方は対象外と なります。 ①市民税が課税さ れている方 ②生活保護を受け ている方	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
重度心身 障害者(児) 入浴サービス	家庭の浴室などでは入浴することが 困難で心身に重度の障害のある方に、市 内の特別養護老人ホームで入浴サー ビスを行います。 ※65歳未満の在宅の方で ①身体障害者手帳1～2級の方 ②愛の手帳1～2度の方	入浴サービス券に よって、月3回の割 合で年間36回分を 限度として助成し ます。	次の方は対象外と なります。 ①市民税が課税さ れている方 ②施設に入所して いる方 ③介護保険で要介 護・要支援を認 定された方 ④感染性疾患にか かっている方 ⑤医師から入浴を 禁止されている 方	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
重度心身 障害者(児) 訪問入浴 サービス	65歳未満の在宅の方で、下記の全てに 該当する方に、その居宅を訪問し入浴 サービスを提供します。費用は、所得 に応じて一部負担があります。 ①障害の状況等によりホームヘルプ サービス等の他の制度を利用し ての入浴が困難な方 ②医師に入浴可能と認められた方 ③介護保険法にもとづく要介護・要支 援認定されていない方	月3回	次の方は対象外と なります。 ①他の制度(ホー ムヘルプサービ ス、入浴サービ ス等)を利用し ての入浴が可能 な方 ②施設に入所して いる方 ③介護保険で要介 護・要支援を認 定された方 ④医師から入浴を 禁止されている 方	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136



制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓 口 ・ 手 続
福祉バスの運 行	車いすを利用するなど、自力での歩行や公共交通機関の利用が困難な方が外出するときに、リフト付ワゴン車により輸送サービスを行います。 在宅で生活している方で ①身体障害者手帳1～2級の方 ②愛の手帳1～2度の方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方	(利用限度) 月8回以内 片道50km以内 (利用目的) 通院・社会福祉団体等の行事参加 (運行時間) 年末年始(12/31～1/3)を除く毎日 8:30～17:00	次の方は対象外となります。 ・施設に入所している方	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
自動車改造費の助成	身体に重度の障害のある方が、就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成します。 ※18歳以上で次のいずれにも該当する方 ①市内に居住する上肢、下肢、体幹機能障害がいずれか個別で1～2級の方 ②自動車運転免許の交付を受けている方 ③自分が運転する車を所有している方	操向装置および駆動装置の改造に要する費用を助成します。 (限度額) 133,900円	次の方は対象外となります。 ・本人または扶養義務者の所得が限度額を超える方	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136 ①申請は、自動車を改造する前にしてください。 ②申請に際しては、改造を行う業者の見積書(改造の個所および経費を明らかにしたもの)の添付、運転免許証の提示が必要です。
自動車教習費の助成	18歳以上の身体に障害のある方で、次のいずれにも該当する方 ①申請時に引き続き3か月以上、市内に住所を有する方 ②身体障害者手帳3級以上の方または愛の手帳所持者(ただし、内部障害については4級以上、下肢または体幹にかかる障害については5級以上で、歩行が困難な方) ③道路交通法に定める自動車運転免許試験の受験資格を有し、適性試験に合格している方	自動車運転免許取得に直接必要な経費(入所料、技能・学科教習料、教材費)の実支出額に3分の2を乗じて得た額。 ※ただし、本人の前年所得税額により限度額があります。	次の方は対象外となります。 ①本人の前年所得税額が302,500円を超える方 ②他の制度で助成を受けている方	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136 ①申請は、教習所に入所後、免許を取得する前にしてください。 ②申請に際しては、入所料、技能・学科教習料、教材費に教習に要した費用の領収書、卒業証明書等が必要です。
遠距離入所施設訪問家族交通費の助成	遠距離の施設に入所者を持つ、市内に住所を有する家族で市民税非課税の方	1人1回あたり25,000円を限度に、1人年2回または1家族2人まで	①東京を起点として、おおむね300km以上の施設 ②船舶等の交通手段で訪問し、宿泊を要する施設 ③関東地方を除き、300km以内であっても交通が不便な施設	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136



制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓 口 ・ 手 続
重度脳性麻痺者介護人の派遣	20歳以上の脳性麻痺による身体障害者手帳1級所持者で、独立しての屋外活動困難者	障害者が推薦した介護人を派遣し、屋外の手引きや同行、その他の必要な用務を援護し、生活圏の拡大を援助します。	次の方は対象外となります。 ①施設に入所している方 ②障害福祉サービス等によるホームヘルプ受給者	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
聴覚障害者手話通訳者要約筆記者派遣	聴覚・言語・音声機能障害にかかる身体障害者手帳所持者	公共団体の主催事業等に出席する際に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	利用限度： 1日当たり6時間以内	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136  東京手話通訳者等派遣センター 電話 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868  青梅市社会福祉協議会 電話 0428-22-1233
心身障害者(児)緊急一時保護	次の全てに該当する方 ①身体障害者手帳または愛の手帳所持者 ②青梅市の緊急一時保護事業登録者 ③医療的管理を必要としない人	心身障害者(児)を在宅で介護している保護者が、疾病や冠婚葬祭等の一時的な理由により介護が困難になった場合に福祉員を派遣します。	利用制限： ・月5日以内 ・1日8時間以内	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
「声の広報」「声の市議会だより」利用申込	市内在住の視覚障害者(利用希望者)	「広報おうめ」(毎月1日・15日発行)および「おうめ市議会だより」(年4回発行)の内容を録音したCD(デジタル方式)を送付します。	ページ数によっては収録内容の省略があります。 デジタイズ方式で録音したCDを利用するには専用のCD再生機が必要です。	(広報おうめ) 秘書広報課広報係 内線 2414・2415  (市議会だより) 議会事務局調査係 内線 2203
寝具乾燥サービス	寝具乾燥が不可能な寝たきりの、心身に障害のある方がいる世帯に対して、障害者が常時使用している寝具類の乾燥を行います。 ①身体障害者手帳1～2級の方 ②愛の手帳1～2度の方	毎月1回(4枚まで)の寝具乾燥サービスを1割の費用負担で行います。	次の方は対象外となります。 ・施設に入所している方	高齢者支援課 いきいき高齢者係 内線 2157・2158
聴覚障害者用SOSカード	聴覚障害者等耳の不自由な方 ※身体障害者手帳をお持ちでない方も含む。	表面：1種類 裏面：6種類 (東地区、西地区①、西地区②、南地区、北地区①、北地区②)		障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
ヘルプカード	市内在住の障害のある方 ※身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方も含む。	ヘルプカードの配布		障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136



制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
中等度難聴児 発達支援事業	次のすべてに該当する方 ①市内在住の 18 歳未満の 児童 ②身体障害者手帳（聴覚障 害）の交付対象になる聴 力ではない方 ③両耳の聴力レベルがお おむね 30 デジベル以上 であり、補聴器の装用に より、言語の習得等の一 定の効果が期待できると 医師の判断を受けた方	補聴器等の支給を行 います。	所得に応じて自己負担があり ます。  ※ただし、本人または世帯員の いずれかが一定所得以上の 場合（本人または世帯員のう ち市町村民税所得割額が最 も高い者の納税額が 46 万円 以上）には支給対象外となり ます。 ※身体障害者手帳（聴覚障害） をお持ちの場合は補装具に よる交付が優先されます。	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136  ※医師の意見書（指定 の様式あり）など、事 前の書類申請が必要 になります。
ごみ袋の減免	・在宅の市民税非課税世帯 で下記に該当する世帯 ①身体障害者手帳 1～2 級所持者のいる世帯 ②愛の手帳 1～2 度所持 者のいる世帯 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者のいる世帯	年間当該枚数の指定 収集袋を配布します。 ・燃やすごみ用 60 枚 ・容器包装プラスチッ クごみ用 30 枚 ・燃やさないごみ用 10 枚	次の方は対象外となります。 従来から減免されている ①高齢者世帯 （65 歳以上のみの市民税非 課税世帯） ②生活保護受給世帯 ③児童扶養手当または 特別児童扶養手当受給世 帯	清掃リサイクル課 清掃係 内線 2514・2515
粗 大 ご み 運 び 出 し サ ー ビ ス	次の各号のいずれかに該 当するものもの（中学生以 下の者を除く）のみで構成 された世帯 ①身体障害者手帳を所持 する者 ②愛の手帳を所持する者 ③精神障害者保健福祉手 帳を所持する者	粗大ごみを屋内から 屋外へ運び出します。	1 回当たり 10 品以下 各年度 2 回まで	清掃リサイクル課 収集指導係 内線 5550
下水道使用料 の 減 免	市民税非課税世帯で下記 に該当する世帯 ①身体障害者手帳 1～2 級所持者のいる世帯 ②愛の手帳 1～2 度所持 者のいる世帯 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者のいる世帯	1 か月あたり汚水排 出量 8 立方メートル に相当する額	次の方は対象外となります。 ①生活保護、児童扶養手当 または特別児童扶養手当 受給世帯ですすでに下水道 使用料の減免を受けてい る世帯 ②下水道使用料の滞納がある 世帯 ※申請受付は 6 月からとなり ます。	下水道課総務経営係 内線 2642・2643
車 椅 子 の 貸 出	在宅等で一時的に歩行困 難となった方	原則として 1 か月間 無料で貸し出します。 ただし、運搬は借受人 負担です。	長期間の利用や、営利行為また はそれに準じる場合などは対 象外となります。	青梅市社会福祉協議会 電話 0428-22-1233

